

予防予第15号

平成29年7月7日

事務担当者各位

北はりま消防本部消防部予防課長

テント倉庫における有効な開口部の取扱いについて

テント倉庫建築物については、次のいずれにも該当する場合、消防法施行規則（以下「規則」という。）第5条の2に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有するものとして取扱うことができるものとする。

記

- 1 平成14年国土交通省告示第667号（最終改正平成19年国土交通省告示第613号）に定めるテント倉庫建築物であり、建築確認申請がされていること。
- 2 膜材料等については、屋内外から容易に開放できるもので、次の措置を講ずること。
 - (1) 屋内外の膜材に、次のとおり開放が可能である旨の表示（以下「開放可能箇所」という。）をすること。
 - ア 屋外側の開放可能箇所にあつては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の7第7号に定める表示（昭和45年建設省告示第1831号第2）をすること。
 - イ 屋内側の開放可能箇所にあつては、高輝度誘導標識を設置するとともに、次の(ア)から(ウ)によること。
 - (ア) 屋内の各部分から開放可能箇所へ至る歩行距離が30m以下であること。
 - (イ) 屋内側の開放可能箇所付近には、カッターなどの裁断器具を備えること。
 - (ウ) 屋内側には消防隊の進入又は避難の障害となる物品が置かれぬ措置がとられていること。
 - (2) 屋内外の開放可能箇所周辺には、避難及び消火活動に障害となる物品を存置しないこと。
 - (3) 開放可能箇所に設ける開口部は、規則第5条の2第2項第2号から第4号に定める基準に適合するほか、次のアからウによること。
 - ア 開口部の下端は、概ね床面と同一高さであること。
 - イ 消防用設備等の設置に係る避難上又は消火活動上有効な開口部を有する階の判定については規則第5条の2第1項の基準によること。
 - ウ 前イの算定においての開口部有効高さは床面から2m以内とする。ただし、ハンガードア等、当該テント倉庫の既製品の開口部についてはこの限りでない。

最終改正 平成30年3月20日